コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連 主要争点および解決方案報告書

2009.10.

国会委員キム・ジェユン(国会環境労働委員会委員) コルト・コルテック対策委員会 コルト・コルテック・ギターを作る労働者と共にする文化労働者たち

■資料集目次

| 報告書発刊の趣旨 |
|-------------------------------|
| コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連の主な背景と経過 |
| コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連の主な争点 |
| コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連の解決方案 |
| 別添資料 |
| |

■2009 国政監査報告書を発刊にあたって

コルト・コルテック・ギターを作る労働者たちは一生窓一つない工場で、ホコリでいっぱいの作業空間で、世界的なギター・ブランド "Cort"を作ってきました。そしてコルト・コルテック労働者たちの汗は(株)コルト楽器を世界的なギター製造メーカーに成長させました。

しかしコルト・コルテック・ギターを作っていた労働者たちは現在、職を失ったまま通りに追い出されています。法院の解雇無効決定にもかかわらず、コルト・コルテック・ギターを作る労働者たちは、約1,000日過ぎた今も工場に帰れずにいます。

コルト・コルテック労働者たちは、ギターの製造では世界最高水準の技術を持つ職人です。 彼らが工場でギターを作れず、不当解雇と戦わなければならない今の現実は、社会的にも大きな損失です。

そしてコルト・コルテック・ギターを作る労働者たちの問題は、経済的損失、労使対立 などの問題を越え、社会全般にわたる労働の権利、ギターと音楽をめぐる文化的な権利に 対する深刻な侵害事例であるのは明らかです。

そのため政府と国会はコルト・コルテック・ギターを作る労働者たちの問題を、労使間の問題だけに制限して放置するのではなく、正当な労働の権利が尊重されるように努力しなければなりません。ギターを作る労働者たちの権利が保障され、これを通じて美しいギターと音楽が広がるように具体的な努力をするべきです。

今回の国政監査が契機になって、コルト・コルテック・ギターを作る労働者たちが工場に戻れることを、さらに美しい音を出すギターが彼らの手と汗で作られることを切実に期待します。

2009.10.6.

■コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連の主な背景と経過

1. コルト楽器支会

(1) 事業場の概要

| 労 | 労組の名前 | 金属労組コルト楽器支会 | 代表の名前 | バン・ジョンウン | | | | |
|---|---|-------------------|-----------|--------------|--|--|--|--|
| 組 | 労組電話 | (032)551-7088 | 代表携帯電話 | 011-761-7734 | | | | |
| | 組合員数 | 20 | 男/女組合員数 | 10 人/10 人 | | | | |
| | 加入対象者数 | | 上級組織 | 金属労組仁川支部 | | | | |
| | 単位労組住所 | 仁川広域市富平区葛山洞 421-1 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 事 | 事業場の名前 | コルト楽器(株) | 代表の名前 | パク・ヨンホ | | | | |
| 業 | 会社電話 | 02)3663-4342 | 代表連絡先 | 011-797-6131 | | | | |
| 場 | 全社員数 | | 業種および主生産品 | ギターおよび音響機器製造 | | | | |
| | 事業場住所 1、コルト楽器株式会社 CORT Musical Instrument Co.Ltd. 仁川広域市富平区葛山洞 421-1 #421-1,Galsan-Dong,Bupyung-ku,Incheon,Korea TEL:032-525-6131,FAX:032-524-9689 2、コルト楽器インドネシア P.T.Cort Indonesia Kawasan Berikat NIP. Blok G -5,6 Kec,Ngoro. Kab. Mojokerto-jawa Timur,Indonesia TEL:62-0321-618180〜2,FAX:62-0321-619301 3、(株) コル-テク(本社) ソウル特別市江西区登村洞 660 コルテックビル #660 Dungchon-Dong,Kangso-Ku,Seoul,Korea TEL:02-3663-4342,FAX:02-3661-1986 4、(株) コル-テク(太田工場) COR-TEK Corp.(Taejon Acoustic Guitar Factory) 忠清南道論山市豆磨面チョデ里 271 #271 Wangdae-ri,Duma-myun,NonsaN-si,Chungnam,Korea TEL:042-841-8747,FAX:042-841-8749 5、大連コルテック楽器有限公社 Dalian COR-TEK Musical Instrument Majiacun,Zhanqianjiedao,Jinzhouqu,Dalian,116100,China TEL:86-411-767-1280 FAX:86-411-767-1275 6、ギターネット-代表者パク・ヨンホ ソウル市,仁寺洞楽園商店街内 電話:02-741-8353 | | | | | | | |

(2) 主要経過

- コルト楽器では2002年から筋骨格系疾患7人、気管支喘息7人、毛細血管気管支炎1人、騒音性難聴2人、事故性労災4人など労災患者が多数発生
- 全労働者を対象とする健康調査で、59%は有機溶剤露出による職業病が疑われ、 40%は筋骨格系疾患、36%は気管支喘息、40%は慢性気管支炎であることがわかる
- 2007年、労働部と検察の合同事業場調査で、27件の産業安全保健法違反事項が摘 発され、約1,600万ウォンの罰金賦課を受ける
- 2007年の1次構造調整で「労災休業期間とその後30日間は解雇できない」という 勤労基準法を無視して不法に労災患者5人を解雇
- 仁川地方法院の労災患者への復職判決があったがコルト楽器はまだ履行していない
- 2007年3月 ありもしない経営上の理由で会社が一方的に構造調整を断行
- 2007年12月11日、一方的に職場から追い出され、テントを張って9か月目、ただ働くことしか知らなかった平凡な労働者イ・ドンホ氏が焼身する
- (株)コルト楽器の不当な整理解雇などと関連して裁判を行い、2009 年 8 月 11 日ソウル行政高等法院で勝訴
- バン・ジョンウン コルト楽器支会支会長も、使用者側の廃業による解雇無効確認 民事裁判で 2009 年 9 月 3 日に勝訴
- 法律的に(株)コルト楽器の不当な廃業、整理解雇などが確認されているにもかかわらず、使用者側は今も法制度を無視して労働者への不法と暴力行為を繰り返す
 - 正当な組合活動空間無断侵奪(3次)、組合事務室毀損、テント撤去
 - 数回にわたる組合事務室およびテント不法撤去(用役動員)
 - 富平の三山警察署に財物損壊、労組活動妨害、凶器所持、暴力行為(全治3週と 2週診断)等で管理部長イ・ヒヨン告訴された状態

(3)法律(裁判)主要経過および進行状況

| 順番 | 事件名 | 事件番号 | 結果 | その他の事項(控訴、抗告) |
|----|-------------------------|---|---|---|
| | | 整理解雇および | が廃業による解雇 | |
| 1 | ソン・セギュ他 19 人 整理解雇 | ギュ他 19 人 | | |
| | | 2008 年 ブヘ 751 | 2008年2月15日 中労委勝訴 | |
| | | 2008年 クハプ 12122 | 2008 年 10 月 16 日 ソウル行政地方法院敗訴 | |
| | | 2008年 ヌ 32548 | 2009 年 8 月 11 日 ソウル行政高等法院 第 1 行政府勝訴 | |
| | | | | 2009年8月25日最高裁抗告 |
| 2 | ソン・セギュ他 19 人 解雇無効確認 | 2008 カハプ 7082 | 2009 年 5 月 14 日 2008 カハプ 7082 勝訴 | |
| | | | | 2009 年 6 月 3 日控訴 事件番号 2009 ナ 5192 ソウル高裁第 2 民事部 |
| 3 | バン・ジョンウン 廃業による解雇無効確認 | 2008 カハプ 14387 | 2009年9月3日勝訴 | |
| 4 | 労災患者解雇 | 2007カハプ 4420 解雇無効 | 2008年1月24日勝訴 | 2009 年 1 月 15 日 調整合意-労災 5 人資格喪失 |
| 5 | 解雇後 定年退職者 | 2008 カダン 78445 | 小額裁判(使用側調整意見) 定年退職者、チョ・ギュオ ク、キム・ヨンヒ高裁判決 の結果に従う | 使用者側の調整意見後、措置なし |
| | | 整理解雇制 | · 份砕闘争関連 | |
| 6 | コルテック占拠座り込み | 2009 コダン 596 業務妨害など イム・ジェチュン他 18 人 | 8月13日南部地方裁判所 懲役1年、執行猶予6か月判 決 | 2009 ノ 1584 業務妨害など 原審:ソウル南部地方法院 2009 コダン 596 -控訴 |
| 7 | 業務妨害 | 2007 カハプ 1071 業務妨害仮処分 | 第 30 民事部決定 2007 年 7 月 27 日 | コルテック本社条件付き接近 禁止および名誉毀損禁止 |
| 8 | 集会使用者側告訴 | 2009年パンセ 江西7月7日集会 | 名誉毀損など被疑事件 | 江西署調査中 |
| 9 | テント毀損など 労働側告訴 | 3回にわたる組合事務 室、テント撤去 | 暴行、財物損壊、凶器所持 など | 三山署調査中 |
| | | その他整 | 理解雇関連 | |
| 9 | 仮差押さえ | コルト楽器支会で未払 い賃金など関連会社仮 差押さえ | 仁川地方法院第 12 民事部 事件 2008 カハプ 1663 | 不動産仮差押さえ 1.富平区葛山洞 421-1 工場用地 5387 m2 2.南洞区コジャン洞 653-4 工場用地 6819.9m2 |
| 10 | 言論仲裁 | 訂正報道 | 2009 カハプ 957 棄却 | 2009年9月14日控訴 |
| | * | • | | |

2.コルテック支会

(1)事業場概要

| 労組 | 労組の名前 | 金属労組コルテック 支会 | 代表の名前 | イ・イングン | |
|-----|--------|--|--|----------------------------|--|
| | 労組電話 | 代表携帯電話 | | 010-3225-7756 | |
| | 組合員数 | 26 人 | 男/女組合員数 | 14 人/12 人 | |
| | 加入対象者数 | | 上級組織 | 金属労組大田支部 | |
| | 単位労組住所 | 忠南道論山市豆磨面 | チョデ里 271 番地 | | |
| 事業場 | 事業場の名前 | (株)コルテック | 代表の名前 | パク・ヨンホ | |
| | 会社電話 | 02)3663-4342 | 代表連絡先 | 011-797-6131 | |
| | 全社員数 | | 業種および主生産品 | アコースティック・ ギター | |
| | 事業場住所 | TEL:032-525-6131,FA 2, コルト楽器インド P.T. Cort Indonesia Kawasan Berikat NIP. Kab. Mojokerto-jawa T TEL:62-0321-618180~ 3, (株) コル-テク(本 ソウル特別市江西区第 #660 Dungchon-Dong, TEL:02-3663-4342,FA 4, (株) コル-テク(太 COR-TEK Corp.(Taejo 忠清南道論山市豆磨度 #271 Wangdae-ri,Dum TEL:042-841-8747,FA 5, 大連コルテック楽器 Dalian COR-TEK Mus | nent Co. Ltd. 山洞 421-1 upyung-ku,Incheon,Kor X:032-524-9689 ネシア Blok G -5,6 Kec,Ngoro. imur,Indonesia ~2,FAX:62-0321-61930 社) 登村洞 660 コルテック Kangso-Ku,Seoul,Korea X:02-3661-1986 コエ場) on Acoustic Guitar Factor a-myun,NonsaN-si,Chur X:042-841-8749 器有限公社 ical Instrument ao,Jinzhouqu,Dalian,110 FAX:86-411-767-1275 | ゴル ory) ngnam, Korea | |

(2) 主な経過

- (株)コルテックは2006年12月末、コルテック中国工場の拡張移転により全組合員 20%に当たる15人に対して2007年1月末からの配置転換を要求し、労使間で鋭い 争点になる。
- コルテック支会は 2006 年 8 月 8 日、3 分期労使協議会で議決(労使間意見接近後施行)した内容で交渉を要請したが、使用者側は会社の固有の人事権を主張して一方的に人事命令を出す。 また、こうした過程に 3 月 20 日と 28 日(株)コルト楽器整理解雇阻止決意大会に組合員多数が参加したことを理由に、参加組合員に対して 4 月6 日懲戒を措置する。
- 2007年4月9日06時から、廃業を前提とする休業を実施するという公告文を奇襲的に付着。入り口と玄関門に鍵をかけ、労働組合事務室の入り口までネジを打ち込んで閉鎖し、その後事務室職員は誰も現れていない。
- 労働組合は2007年4月以来、何度も交渉を要請したが使用者側はこれを拒否。交 渉懈怠する間、大田地方労働庁の仲裁で5月から7月初めまで11回の団体交渉を 行ったが使用者側は「廃業を前提とする休業なので労使関係は終了した。労働組合 解散しろ」という主張を繰り返すだけで、不誠実な交渉態度を続けた。また3月賃 金から6月賃金および賞与金を50%削減して支払ったため、労働部に告訴して滞払 金品確認を受け取り、交渉で渡しても使用者側は最終判決を云々し、組合員の生計 に致命的な影響を与える。1審で未払い賃金と判定されたが使用者側がこれに従わ ずに控訴、2審でも未払い賃金なので支払えという判決を受けから支払うなど、労 働者の生計を担保に労働組合を瓦解させようとする悪徳企業主である。
- (株)コルテックは2007年7月16日付で2007年5月頃に代表者をイ・ヒヨン(管理部長)に変更して事業者登録証を返却する。これを理由に使用者側は交渉に参加しない。団体協約67条の交渉対象には、休業と廃業は交渉対象であるにもかかわらず、使用者側は一方的に廃業して労働組合解散を要求しており、使用者側は「偽装廃業」でないと言うだけで、その言葉の証明を要求する労働組合の要求には無返答である。
- 労働組合は 2008 年 10 月 15 日、漢江マンウォン地区にある 15 万 KW の電気が流れる送電塔で早急な問題解決と代表理事の交渉参加を要求し、30 日間の命がけの高空ハンストと本社占拠座り込みを行ったが、使用者側は何の対策もなく告訴・告発を乱発した。

(3) 法律(裁判)主要経過および進行状況

| 分類 | 事件名 | 事件番号 | 宣告日 | 内容 |
|----|---|-------------------------|------------|---|
| 民事 | 賃金(怠業期間削減分) | 2008 カハプ 6374 | 2008/07/11 | 2007年4,5,6月賃金および4月、6月賞与金削減 |
| | | 2008 ナ 71577 | 2009/03/21 | 分に対する賃金請求訴訟で1審および2審勝訴で 3月末頃賃金支給 |
| 民事 | 解雇無効確認など | 2008 カハプ 10205 | 2009/04/03 | 組合員および職員全員の整理解雇に対して地労 |
| | | 2009 + 39600 | 進行中(高裁) | 委で勝訴、中労委で敗訴したことで、解雇無効 確認訴訟を提起したが、1審で敗訴して現在2審 進行中であり勝敗は予想できない。 |
| 民事 | 賃金(イ・イングン,チャ | 2008 カハプ 23355 | 2009/04/24 | 懲戒解雇者に対する判決が確定したことで解雇 |
| | ン・ソクチョン,シン・ ヘスン) | 2009 + 47090 | 進行中(高裁) | 期間中の賃金請求訴訟で1審では条件付き解雇 通知書を送った日で解雇と認定され、労組は控 訴して2審進行中。 |
| 民事 | 整理解雇反訴請求 (損害賠償など) | 2008 カハプ 13082 | 訴訟取下げ | |
| 民事 | 建物明け渡しなど (イ・イングン他 5) | 2008 カハプ 498 | 2009/08/20 | コンテナおよびテントを撤去して土地および建 物を明け渡し約 1200 万ウォンを賠償すること。 |
| 民事 | 建物明け渡しなど (ヨン・チョルホ他 23) | 2008 カハプ 825 | 進行中 | |
| 民事 | 賃金 (雇平法違反の件) | 2009 ガソ 346192 | 進行中 | 男女雇用平等法の同一価値同一賃金関連賃金請 求訴訟 |
| 民事 | 退職金 | 2009 カダン 31592 | 進行中 | |
| 行政 | 不当解雇救済再審判定取 り消し(イ・イングン、 チャン・ソクチョン、シ ン・ヘスン) | 2007 クハプ 40816 | 2008/05/09 | 懲戒解雇者への中労委の判定を取り消せという 使用者側の行政訴訟で1審で労組が勝訴し、使 用者側が2審控訴を放棄したことで不当解雇と 確定 |
| 申請 | 出入金 地価処分 (金属労組) | 2008 カハプ 1268 | 申請取り下げ | |
| 申請 | 立入禁止仮処分 (チョ・ミンジェ他 38) | 2009 カハプ 21 | 2009/05/04 | 本社に対する立入禁止仮処分で使用者側の申請 内容をほとんど受け入れた判決。 |
| 申請 | 有体動産仮差押さえ | 2009 カハプ 35 | 2009/04/10 | 組合員の未払い賃金の支払いで差し押さえが解けたことで、懲戒解雇者の賃金で有体動産(機械設備)に仮差押さえを申請し、現在仮差押さえ中 |
| 申請 | 退去断行仮処分 | 2007 カハプ 82 | 2007/10/17 | 使用者側が申請した退去断行仮処分関連 ノンサン支院は労組事務室、休憩室、食堂、トイレは使用可能と判決 退去断行仮処分代替執行 |
| | 退去断行仮処分代執行 | 2008 タキ 348 | 2007/12/05 | |
| | 退去断行仮処分異議申請 | 2008 カハプ 9 | 進行中 | |
| 刑事 | 業務妨害など(送電塔) | 2009 コダン 498 | 進行中(控訴) | 送電塔高空籠城で1審懲役6月、執行猶予2年宣 告、現在控訴中で本社闘争の件と併合申請予定 |
| 刑事 | 業務妨害、暴処法 | | 進行中(控訴) | 本社闘争中に発生した事件。1 審でイ・イングン 6月・1年、チャン・ソクチョン5月・1年、 チョ・ミンジェ 10 月・2 年宣告、現在控訴中 |
| 刑事 | 暴処法(集団住居侵入) | | 2009/08/13 | 本社占拠の件で組合員全員起訴1次公判進行、 チャン・ソクチョン、集示法違反および暴処法 で起訴 |

■コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連主要争点

1. コルト楽器支会関連

(1)核心要旨

- 法院の整理解雇および廃業関連解雇裁判の結果にもかかわらず、使用者側は問題解 決の意志が全くない
 - 2009年5月14日整理解雇による民事訴訟(ソン・セギュ外19人) 仁川地方裁判所民事14部コルト楽器支会勝訴
 - 2009年8月11日整理解雇による不当解雇救済申請 ソウル行政高等法院行政訴訟コルト楽器支会勝訴(会社側大法院上告)
 - 2009年9月3日廃業による解雇勝訴(コルト楽器支会バン・ジョンウン)
- 整理解雇後定年退職者小額裁判(チョ・ギュオク外1人)
 - 仁川地方裁判所小額裁判で会社側の金銭解決に対する調整意見を出したが先行 する整理解雇および廃業解雇の結果を理由に今日明日と延ばしている状態
- イ・ドンホ組合員治療費(焼身関連)合意覚書不履行
 - 会社側の合意覚書不履行で小額裁判請求(健康保険公団でイ・ドンホ組合員に求 償権行使)
- 正当な組合活動空間を無断侵奪(3次)、組合事務室毀損、テント撤去
 - 3回にわたる組合事務室およびテント撤去(用役動員)富平の三山署に財物損壊、 労組活動妨害、凶器所持、暴力行為(全治3週・2週診断)で管理部長イ・ヒヨン が告訴された状態

(2)労働組合活動暴力弾圧など (株)コルト楽器の不法行為

- (株)コルト楽器は法律が保障する労働組合活動を暴力的に弾圧するなどの不法行為 を繰り返している:4回にわたる労働組合テント破壊行為と事務室毀損など
 - 1次 労働組合テント破壊行為:2008 年 12 月 01 日午前 7 時頃ソウル市のコルテック本社、イ・ヒヨン管理部長に罰金五十万ウォン
 - 2次 労働組合テント破壊行為:2009年7月23日午前6時頃、バン・ジョンウンコルト楽器支会長3週傷害、イ・ヒヨン管理部長が告訴されている状況
 - 3次 労働組合テントおよび支会事務室破壊:2009年7月25日午後3時頃
 - 4次 労働組合事務室不法封鎖および毀損:2009年8月29日午前6時頃、用役約70人が攻め込み、コンテナで工場の入口を防いで不法に出入を妨害、労働組合事務室の出入りを封鎖して再び組合事務室物品と備品など事務備品を毀損。
- 法律的に確認された不法廃業、整理解雇など
 - ソウル行政高等法院、仁川地方法院などの判決で繰り返し確認できるように (株)コルト楽器の集団解雇、廃業措置は明白な不法行為である

2. コルテック支会関連

(1)核心要旨

- 使用者側は組合員多数を懲戒(解雇 4 人、減給 12 人、けん責 28 人)。忠南地労委で 不当解雇および不当懲戒と判定され、懲戒解雇者 4 人は中央労働委員会およびソウ ル行政法院で不当解雇なので原職復帰と解雇期間中の賃金相当額の支払いが判決さ れたがこれを守らずにいる。
- 団体協約上、休業と廃業は交渉対象だが、一方的に3か月の休業に続き廃業につな がる使用者側の不当労働行為
- 大多数組合員に対して任意に 2007 年 3 月,4 月,5 月,6 月の賃金を 50%以上削減して 支払う。また非組合員と一部の組合員には 100%支給する。2007 年、労働部も滞払 金品であり支払うよう命じたが、これを無視して支払わず、ソウル高等法院で未払 い賃金なので支払えという判決の後に支払う。
- 使用者側の不誠実な交渉態度により現在は交渉も実現していない。
- 使用者側は「バイヤーが離れて物量がなく、コルテック太田工場を廃業した」というが、2006年末には中国の大連工場を拡張移転し、2009年(株)コルテックの子会社であるインドネシアの P・T CORTでアコースティックギター生産ライン増設計画書に現れているように、使用者側の廃業についての主張はとんでもない主張であり、労働組合を瓦解させるためである。

(2) 不当労働行為など(株)コルト楽器の違法行為

- コルテック支会を破壊するための深刻な不当労働行為
- 労使協議会議決事項を無視(2006年8月8日3分期労使協議会議決事項)して一方的 に配置転換を要求する。(2007年1月と2月)
- 使用者側の一方的な配置転換に応じず、組合員4人を懲戒、ついに2人は同一の件で連続懲戒をうけて結局解雇につながる(2007年1月と4月)
- 非組合員は組合員に会うと「労働組合さえ門を閉めれば会社は正常稼働する」と主張し続け、希望退職を勧めた。(2007年5月)
- 同じ工場で同じ仕事をしていた非組合員と一部の組合員には賃金を100%支払い、 大多数の組合員には50%しか支払わないなど典型的な不利益扱いに値し、労働組 合に加入した組合員に対して経済的不利益を与え、労組脱退を誘導したと見られる。
- 組合員の生計を威嚇して組合脱退工作を強行
 - 使用者側は2007年1月と2月、3月の生産量が少ないという理由ですでに支給 した2007年4月、5月、6月の賃金50%を削減し、組合員の賃金約1億3千万 ウォンを支払わなかった(2007年4月,5月,6月,7月)。大田労働庁で未払い賃金と 確認(2007年7月)し、ソウル南部地方裁判所(2008年7月11日)およびソウル高 等法院(2009年3月27日)でも未払い賃金と判決。

• 男女間賃金格差深刻

- 2006年から2分期と3分期、4分期の男女間賃金格差解消のために労使協議会 を開催して議論したが、労使間で意見を接近させられず2007年1月労働部に告 訴し、大田地方労働庁が両性平等(1億1千8百万ウォン)を施行することを要請 したが使用者側はこれを拒否、論山支庁に送検した。大田地方裁判所論山支院 は男女雇用平等法違反で千万ウォンの罰金刑を判決。

• 全組合員に不当解雇と不当懲戒を強行

- 仁川のコルト楽器はコルテックの子会社である。コルト楽器は整理解雇を実施し、コルテック組合員は自発的に決意大会(3月20日,3月28日)に参加した。これに対して(株)コルテックは不法争議行為と決めつけて参加組合員全員を懲戒する。解雇4人、減給12人、けん責28人、2007年7月、忠南地方労働委員会は不当解雇、不当懲戒と判定(2007.7.3.)し、懲戒解雇者4人は中央労働委員会(2007.9.17.)とソウル行政法院で不当解雇と判決(2008.5.9.)
- 労使間信義と誠実に締結した団体協約違反多数
 - 2006年5月27日に団体協約を締結してから1年間の使用者側の団体協約違反は 以下の通り
 - 第2条権利尊重、第8条組合員活動の原則(総会および組合員教育不可)、第13 条施設便の提供(電話およびファックス,インターネット専用線遮断)、第14条通 知義務(退社者リスト不通知)、第27条整理解雇(90日前の通知不通知)、第48条 休業支払い(通常給70%を半分に削減して支給)、59条安全保健教育(労働部告訴)、 67条交渉対象(休業,廃業は交渉対象にもかかわらず一方的に進行)、第71条迅速 交渉義務(7月以後交渉要請の文書を発送しても回答さえない)

• 大田労働庁特別勤労監督拒否

勤労基準法と産業安全保健法、男女雇用平等法違反で労働部の特別勤労監督を 実施すると二回労働部が文書を発送したが使用者側がこれを拒否する。(2007 年 6月)

■コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連解決方案

- 1. (株)コルト楽器とパク・ヨンホ社長は不法な廃業、整理解雇を撤回して、工場を正常化しなければなりません。
- (1)ソウル行政高等法院、仁川地方法院、忠南地方労働委員会などの判決でも確認できるように、現在(株)コルト楽器の廃業および整理解雇は勤労基準法などの法制度に違反する不法行為です。
- (2)(株)コルト楽器は会社自身が広報してきたように「世界のギター生産量の30%を生産する世界最大規模のギター製造メーカー(コルト楽器ホームページ)」です。また、会社側の資料でも、売上額、当期純利益、流動割合、信用状態および支払能力などは非常に良好な会社です。言い換えれば、(株)コルト楽器の突然の廃業および一方的な整理解雇は「緊迫した経営上の必要」とは無関係な偽装廃業、不法解雇です。
- (3)(株)コルト楽器は現在も中国、インドネシアなどでギターを製造して活発な活動をしており、引続き新製品を市場に発表するなど活発なギター製造および販売が行われています。(株)コルト楽器とパク・ヨンホ社長は、不法な廃業、整理解雇を撤回しなければならず、工場を正常化して労働者を復職させなければなりません。
- 2. (株)コルト楽器とパク・ヨンホ社長は法律が保障する労働者と労働組合の社会的権利を尊重 して保障しなければなりません。今も繰り返される労働者と労働組合への不法行為、暴力行 為などを即刻中断しなければなりません。
- (1)(株)コルト楽器とパク・ヨンホ社長は女性労働者に対する差別、大田地方労働庁の特別勤労監督拒否(2007年)、大田地方法院での労働組合および関連法律を無視する発言(罰金 1000 万ウォンの有罪判決、大田地方法院論山支院判決,2008年)等、基本的に韓国社会が保障する労働者の権利と法制度を無視し、非常識な会社運営を続けています。
- (2)(株)コルト楽器とパク・ヨンホ社長は、管理職、用役などを動員して労働組合事務室閉鎖、合法的なテントの強制撤去、殴打などの不法行為を行っています。
- (3)(株)コルト楽器とパク・ヨンホ社長は、労働組合の正当な活動を尊重し、これに関して使用者側の明け渡し移転による労働組合事務室およびテント座込み場退去措置を中断し、損害賠償訴訟関連執行も中止しなければなりません。
- 3. (株)コルト楽器とパク・ヨンホ社長はコルト・コルテック工場の正常化および廃業撤回のための労使間特別交渉を推進しなければなりません。
- 4. 労働部と該当労働官庁(京仁地方労働庁、仁川北部支庁、大田地方労働庁)は、雇用創出、労働者の権益保護などの立場で積極的な管理、監督、交渉仲裁、特別勤労監督などを推進しなければなりません。
- (1)会社側の不法行為を黙認してきた仁川北部支庁とコルト楽器担当勤労監督官の職務遺棄に対して厳重な問責が必要です。
- (2)最近の法院の判決などを考慮して、労働部と該当労働官庁は本事態の解決のために積極的な権限を行使するべきで、これに関連して特別勤労監督実施および交渉仲裁などを推進しなければなりません。
- 5. 国会環境労働委員会も本事案と関連して雇用創出、労働者の権益保護、勤労基準法遵守など の立場から労働部と該当労働観庁に対する監査、労使交渉仲裁など推進しなければなりませ ん。

■別添資料

- 1.コルテック支会整理解雇関連法律検討意見書
- 2.コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連文化芸術家意見書
- 3.コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連主要言論報道内容
- 4.(株)コルト楽器不法行為主要資料写真
- 5.コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連主要判決文

コルテック支会整理解雇関連法律検討意見書

法律事務所セナル キム・サンウン,カン・ホミン,キム・チャゴン弁護士

> 法律事務所ドゥルプル ユク・テウン弁護士

1. 労使関係の経過および整理解雇の経緯

ア. 労働組合の設立および会社の現況

2006.4.2.全国金属労働組合大田忠北支部コルテク支会(以下 '金属労組コルテック支会' とします)が設立されてから、全国金属労働組合と(株)コルテック(以下会社)の間で団体交渉により、同年 5.27.団体協約)が締結されるなど、2006 末までは特に問題なく円満な労使関係を維持してきました。

会社は2000.7.から2007.6.までの期間に638億余ウォンの当期純利益を記録しました[具体的には、第13期(2000.7.1.から2001.6.30.まで)に8,638,660,575 ウォン、第14期(2001.7.1.から2002.6.30.まで)に9,896,696,620 ウォン、第15期(2002.7.1.から2003.6.30.まで)に10,272,906,002 ウォン、第16期(2003.7.1.から2004.6.30.まで)に11,741,071,619 ウォン、第17期(2004.7.1.から2005.6.30.まで)に9,063,361,411 ウォン、第18期(2005.7.1.から2006.6.30.まで)に6,642,034,127 ウォン、第19期(2006.7.1.から2007.6.30.まで)に7,643,509,277 ウォンです」。

一方、同じ期間の株式配当金は85億ウォンであり[具体的には第13期に3,000,000,000 ウォン、第14期に1,500,000,000 ウォン、第15期に2,000,000,000 ウォン、第16期に2,000,000,000 ウォンです]、株式配当金は会社の株式を100%所有する代表理事パク・ヨンホに全額配当されました。

イ. 2007.年頭の配置転換と不当懲戒

会社は2007.1.15.突然パク・テヒ、キム・ヨンスク、シン・ヘスン、イ・ウンジョンの4人に対し配置転換命令をしました(以下'配置転換'とします)。これに上のパク・テヒと

イ・ウンジョンはこの人事命令に同意しましたが、金属労組コルテック支会組織部長キム・ヨンスク、代議員シン・ヘスンおよび金属労組コルテック支会はこの人事命令が業務上の必要によるものと見られないと判断して同意しませんでした。

同意しなかった具体的な理由は、この事件の配置転換は「配置転換および特別勤務時事 前に実務協議により労使間で意見を接近させた後に施行」することになっている2006.8.8. 付の「労使協議会および産業安全保健委員会」の合意に違反する一方的な人事措置であり、 会社の太田工場完成班で唯一の労働組合幹部と代議員を他の部所に配置させることだった ためであり(完成班に選出された唯一の代議員がシン・ヘスンで、完成班に所属する唯一 の金属労組コルテック支会幹部がキム・ヨンスクなので、これら2人とも他の部所に行く と金属労組コルテック支会の常務執行委員と代議員の部処別配分が崩れ、完成班での労働 組合活動が難しくなるという事実は簡単に推測判断できよう)、シン・ヘスンの場合、右 側手首水疱で手術まで受けた状態だったが右手を激しく使う完成班に行くと実際の勤務が ほとんど不可能な状況だったためでした。[一方、金属労組コルテック支会が設立される 前に会社は当事者には受け入れ難い配置転換を要求して、これを拒否する勤労者を退職さ せる事例が多く、事実上、配置転換は勧告辞職の方便として利用されてきた。したがって 勤労者たちは配置転換問題に非常に敏感な状況で、このような事情で金属労組コルテック 支会は配置転換問題に特別な関心を傾けました。この事件配置転換以前の2006.6.27.に会 社がキム・ミョンヒなど4人を配置転換した時も「2006年2/4分期定期労使協議会」を通 じて労使間意見を接近させた後に施行し、金属労組コルテック支会支会長のイ・イングン がキム・ミョンヒなど4人と直接会って説得し、配置転換に同意するように協力までしま した。そしてその後の配置転換問題には「配置転換および特別勤務時は事前に実務協議で 労使間意見を接近させた後に施行」することを労使協議会で合意されました。

しかし会社はこのような事情をすべて無視して配置転換に応じなかったという理由で、 キム・ヨンスク、シン・ヘスンに 2007.1.22.懲戒委員会で減給 1 月の懲戒をし、同じ理由 でまた同月 26.出勤停止 5 日の懲戒をしました。

これと共に金属労組コルテック支会と当事者の明確な反対の意志があり、一方配置転換協議のための労働組合の臨時労使協議会要請があったにもかかわらず、会社は他の配置転換対象者を選定するなどいかなる努力もなく一方的に配置転換を押し切ったため、キム・ヨンスク、シン・ヘスンは2007.1.15.付の配置転換は業務上の必要によるものではなく構造調整(整理解雇)を念頭に置いて労働組合を萎縮させるために施行された側面が強いと判断しました。

いずれにせよ結局、配置転換の問題はキム・ヨンスク、シン・ヘスンがやむを得ず会社の配置転換命令に従うことで一段落しました。

ウ. 関連会社コルト楽器株式会社の整理解雇断行

この時期に関連会社の仁川市にあるコルト楽器株式会社(会社の代表理事のパク・ヨンホが同会社代表理事で、同会社株式の99.63%の所有しています)が、所属組合員の50%を整理解雇するという方針を金属労働組合仁川支部コルト楽器支会(以下'金属労組コルト楽器支会'とします)組合員に通知し、コルト楽器株式会社の労使間整理解雇に関する交渉が膠着状態におちいり、全国金属労働組合仁川支部は2007.3.20.付で同月28.整理解雇反対集会を開催しました(事前に申告された合法的な集会でした)。

[一方,コルト楽器株式会社は2007.4.12.金属労組コルト楽器支会組合員たちを整理解雇し、解雇者のうちカン・スギョンなど5人は仁川地方労働委員会に解雇無効確認を求める訴訟を提起し、あとの解雇者(ソ・ウィ、ソン・セギュなど27人)は労働委員会に救済申請をしたところ、仁川地方労働委員会、中央労働委員会および仁川地方法院ではすべて不当解雇と判定しました]

エ. 組合員の早退とこれに対する不当な懲戒

これに金属労組コルテック支会支会長イ・イングンは、コルト楽器株式会社の状況を組合員に伝え[コルト楽器株式会社は会社と所有主が同じで経営状況が会社とほとんど同一であり、所有主の同じ方針(無労組経営)により運営されていたので、コルト楽器株式会社で整理解雇が断行されれば次には会社でも整理解雇が進められると判断しました]、コルト楽器整理解雇反対集会が開催されるという事実を組合員に公示したところ、組合員の一部が 2007.3.20.および同月 28.早退を申請して上の集会に参加しました。

会社の就業規則では「早退は午前勤務時間終了後から認め、無給とする」と規定されていて、会社では口頭で早退の意思を明らかにすれば無給で処理するだけで、これを問題視しない慣行があり(数人が一度に早退を申請する場合も同じでした)、慣行により早退理由を班長に口頭で告げ、班長はその理由を早退書に記載して部所長に伝え、班長と部所長の暗黙の承認を得て早退したので、組合員は早退が懲戒理由になるとは全く予測できませんでした。

しかし会社は組合員たちの早退を問題にして 2007.4.5.に懲戒委員会を開催し、イ・イングン、チャン・ソクチョン、キム・ヨンスク、シン・ヘスンに解雇、チョン・トクスン他11人に減給1月、キム・ギスン他29人にはけん責の各懲戒処分を決めました。

[上の懲戒について忠南地方労働委員会と中央労働委員会は、イ・イングン他3人に対する解雇とチョン・トクスン他11人に対する減給処分をそれぞれ不当解雇、不当減給と判定し、これに会社が従わず(会社は不当解雇に対してのみ従わず、不当減給には従う)ソウル行政法院に提起した行政訴訟でもイ・イングン他3人への解雇が不当解雇であることが認められました]

オ.休業、賃金未払いおよび整理解雇の実施

金属労組コルテック支会は2007.4.6.に不当懲戒などの懸案問題について協議しようと2007.4.9.付で臨時労使協議会の開催を要請しましたが、会社は2007.4.9.午前、奇襲的に「2007.4.9.から7.9.まで休業を実施して、2007.7.10.付で廃業する」という内容の公告文を太田工場正門に張り出し、正門と労働組合事務室に通じるすべての扉を封鎖しました[労働組合事務室を使用できなくすることは明白な不当労働行為でしょう。一方会社は労働組合事務室に対する「退去断行仮処分」を申請しましたが棄却されました]。

会社の休・廃業公告以後コルテック支会は懸案問題に対し団体交渉(団体協約第67条では工場の休業および廃業に関する事項を団体交渉の対象に規定しています)を要請し続けましたが会社は「廃業を前提とした休業状態」なので交渉できないという主張を繰り返すだけで、交渉に応じず、ついに会社太田工場所属前勤労者を整理解雇しました[会社は2007.5.29.頃整理解雇予告通知(甲第13 ホ証)を各勤労者に郵便で発送し、同年7.10.頃

「(株)コル-テク太田工場は2007年4月9日公告された通り、7月10日付で工場が閉鎖され、すべての勤労者は解雇されることを伝えられます。そのため勤労者らは工場に出入できず、工場にいるのは不法施設占有になり、今後民事・刑事上の責任を負うことになります」という内容の公告を各勤労者に郵便で送達しました。

一方、会社は休業および整理解雇の過程で、該当勤労者の賃金および賞与金を支払いませんでした。具体的に会社は2007年3,4,5,6月の賃金と、同年4月の賞与金を任意に50%削減して支払い、同年6月の賞与金は全額支払っておらず、勤労者は現在深刻な生活苦を味わっています。

2.整理解雇の不当性

ア. 整理解雇に対する勤労基準法の態度

勤労基準法第24条によれば、使用者が経営上の理由で勤労者を解雇する場合、(1)緊迫した経営上の必要がなければならず、(2)使用者が解雇を避ける努力をつくすべきで、(3)合理的で公正な基準により解雇対象者を選定しなければならず、(4)解雇を避ける方法と解雇の基準などを勤労者の過半数で組織された労働組合の勤労者代表に解雇実施日の50日前までに通知して誠実に協議すると規定しています。

イ. 緊迫した経営上の必要の有無

会社の会計決算日は毎年7月から翌年6月までに財務諸表(貸借対照表および損益計算書)を基礎とした経営指標および実績は下の表の通りです。

<表 1>

[単位:%,百万ウォン]

| 区分 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 流動比率 | 217.3 | 340.4 | 520.6 | 326.5 | 241.81 | 370.67 | 491.34 |
| 負債比率 | 51 | 29.7 | 19.3 | 31.5 | 35.4 | 30.48 | 22.38 |
| 借入金 依存度 | 0 | 0 | 0 | 7.5 | 13.18 | 12.27 | 5.82 |
| 売上額 | 51785 | 53282 | 57467 | 66465 | 69076 | 51106 | 56526 |
| 営業利益 | 6999 | 9646 | 9652 | 7819 | 5184 | 3222 | 1372 |
| 営業外 収益 | 6031 | 5357 | 5730 | 10421 | 13768 | 9970 | 13319 |
| 当期純利益 | 8639 | 9897 | 10273 | 11741 | 9063 | 6642 | 7644 |

会社は、売上額が 2001 年から 2007 年まで 511 億ウォンから 690 億ウォン間を着実に維

持している点、同期間の損益も全く損失が発生せず、毎年66億ウォン以上の相当な当期純利益を維持している点、流動比率(流動資産/流動借金×100)が2005年に241.81%、2006年370.67%、2007年491.34%で、同種業種の流動比率(2005年:103.31%,2006年:103.91%)をはるかに上回っており、信用状態および支払能力が非常に良好だという点、負債比率が2005年35.40%、2005年30.48%、2007年22.38%で同種業種の負債比率(2005年:125.13%,2006年:168.35%)をはるかに下回り、資金調達もかなり安定していた点、2007年度の売上は2006年度比10.6%増加、当期純利益は2006年度対応15.08%増加など経営の収益性も良好で向上している点などから見て、この事件の整理解雇は整理解雇の実質的要件の緊迫した経営上の必要性があるとは考えにくいです。

イ. 解雇回避努力の不在

整理解雇は緊迫した経営上の必要がなければならないだけでなく、人員削減の措置を取る前に企業が直面する経営上の困難を打開するために実現可能な経営上のすべての手段と措置を講じても解雇が避けられない場合に選択される最後の手段であるため、事務室縮小、役員賃金凍結、延長勤労中断、操業時間短縮、循環休職、職業訓練実施など、解雇を避ける可能な措置を取らなければ正当化されません。

しかし会社は解雇を避けるためのこのような解雇回避努力を全く傾けませんでした。

ウ. 解雇者選定の合理性と公正性有無

会社は何の解雇基準も用意せず、公正かつ合理的に対象者を選ぶ基準もありません。

エ. 労働組合に対する通知と協議不在

勤労基準法が要求する「労働組合に対する通知と誠実な協議」は、集団的協議により整理解雇に対する手続き的な正当性の核心的要件で、労働組合と協議がなかったり形式的な協議しか行われない場合は整理解雇の正当性が否定されなければなりません。

会社は解雇を避ける方法、解雇の基準などについて労働組合に通知した事実はありません。

会社はコルテック支会の継続的な交渉要求に数回応じはしましたが、交渉の席上で「廃業なので労使関係が終了した」、「廃業問題にはこれ以上言及するな」というなど、整理解雇を避けられないという立場を繰り返すだけで、被告会社のこのような態度は勤労基準法が要求する「誠実な協議」とは全く符合しないものでした。

3.結論

今回の整理解雇は緊迫した経営上の必要、解雇回避努力、解雇者選定の合理性と公正性、 労働組合との誠実な協議など整理解雇の実質的・手続き的要件を備えていないため無効で、 会社は勤労者らに解雇日から復職するまで、解雇されずに働き続けた場合に受け取った賃 金相当額を支払う義務があるといえます。

コルト・コルテック関連文化芸術家意見書

コルト・コルテック・ギターを作る労働者たちに生活の歌を戻したいです

コルト・コルテック・ギターを作る労働者と共にする文化労働者たち

ここにギターを作る人々がいます。

ー生窓一つない、ホコリで一杯の工場の中で美しい音をだすギターのために労働した 人々がいます。彼らの手と汗、情熱と技術で作られたギターで、われわれは美しい音楽を 演奏し、聞き、踊りました。そのギターを作る労働者たちの苦痛と犠牲でギター会社は世 界的な企業になり、その会社の社長は韓国で120番目の金持ちになりました。

われわれはギターを作る労働者たちが、ある日突然通りに追い出されたという知らせと 出会いました。自分たちの正当な労働の代価を要求したという理由、最低限の生きて呼吸 する労働環境を要求したという理由、困難を分けあい、克服するために労働組合を作った という理由で、ギターを作った労働者たちはあっという間に通りに追い出されたそうです。

長い間「もう一つの家族」と言ってギター労働者を駆り立てた社長は、突然顔色を変えて正常な工場の門を堅く閉めてしまいました。社長は海外に新しく工場を開き、家族のように働いていた労働者には無視と侮蔑そして弾圧を続けました。

ギターを作る労働者であり、職人だった人たちは、命がけの闘争を始めなければなりませんでした。経済的に生存のため、労働者としての権利を守るため、楽器を作る職人として自分の労働を維持するため、そして人間として不正に対して最低の尊厳を保証させるため、ギターを作る労働者たちはもうすぐ1000日になる空の工場で、道路で、高空鉄塔の上で、とても冷たいテント座込み場で訴えています。「ギターをまた作りたい」。

この会社の名は「株式会社コルト楽器」です。その社長の名は「パク・ヨンホ」です。 ギターを作った人々の名は「コルト・コルテックギターを作る労働者」です。

今、われわれは韓国の代表的な企業であり、世界的なギターメーカーである「株式会社コルト楽器」の隠された真実を、美しい音を出す「コルト、コルテックギター」に溶けた労働者の痛みと向き合うようになりました。

コルト・コルテックギターを作る労働者たちの苦しい闘争は、韓国社会にコルト、コルテックギターをめぐる真実を知らせました。その真実の中で「コルト楽器」は決して誇らしい韓国企業ではなく、コルト・ギターから出る音は、もう美しく聞ける音ではありません。コルト・ギターが出す美しい音はギターを作る労働者の涙と絶叫を濃厚にはらみ、労働者の生と命を威嚇するコルト楽器資本の暴力が目に浮かぶからです。

コルト楽器は仁川のコルト、大田のコルテック、インドネシア、中国など6つの法人を

所有しており、世界のギター市場の30%を占める巨大なギター製造メーカーです。コルト楽器は1996年から2007年まで赤字になることなく、累積黒字878億ウォンを稼いだ金持ち企業で、コルト楽器のパク・ヨンホ社長は韓国で120位の金持ちで、千億ウォン台の財産家です。

しかしコルト、コルテック工場でギターを作る労働者たちは、コルト楽器の社長が金持ちになって会社が国際的な企業に成長する間、むしろ賃金搾取、労働災害、強制退職、労組弾圧などで苦しんできました。その上、コルト楽器は2007年に一方的な集団整理解雇と偽装廃業を行い、今この瞬間までコルト、コルテックの労働者たちは、不当な解雇と偽装廃業に対抗して命がけの闘争をしています。

この過程で、無力で貧しいコルト、コルテック労働者たちは街頭での座り込み、焼身、 送電塔高空闘争、ハンスト闘争など、死以外の全てをしましたが、コルト楽器資本の返事 はいつも労組瓦解工作と公権力を動員した暴力だけでした。

最近では、多くの音楽家と芸術家がコンサートをはじめ、多様な芸術活動でコルト、コルテックギターを作る労働者たちと連帯しています。

文化芸術の名で、労働者の名で、そして何より一人の人間の名で、ギターを作る労働者と文化芸術家の生活の連帯が進行しています。文化芸術家は美しいギターの音ほどにギターを作る労働者たちの暮しが美しいことを切実に望むからです。ギターを作る労働者たちの労働権が正当に保障される社会だけが、音楽と芸術が美しく調和する社会だと信じているからです。ギターを作る労働者が作ったギターが、文化労働者の想像力と平和に会える世の中だけが、文化芸術が花咲く世の中だからです。文化芸術家たちは、コルト楽器資本による搾取、苦痛、死の声ではなく、生活の、労働の、希望のギターの音を聞きたい文化労働者たちだからです。

それだけでなく、音楽を愛する多くの市民がコルト、コルテック問題に接した後、コルト、コルテック労働者に支持を送っています。そして 2009 年 8 月 13 日、韓国のソウル高等法院は、コルト労働者に関する裁判でコルト企業の不当解雇を指摘し、労働者の正当性を確認しました。

しかしパク・ヨンホ社長をはじめとするコルト楽器資本は、いまだにコルト、コルテック労働者への労働弾圧を止めません。持てる者の権力を振り回し、コルト、コルテック労働者への暴力をはばかりません。コルト楽器資本は用役チンピラを動員し、法律的に保障された労組事務室の侵奪、テント座込み場への不法な暴力撤去などを今この瞬間にも繰り返しています。

何よりも重要なことは、このような非人間的なコルト楽器資本が今この瞬間にも中国、インドネシア、その他の工場で、全世界の労働者を搾取しながら涙のギター、死のギターを生産しているという事実です。韓国の法制度に背いて労働者への弾圧と搾取を繰り返したコルト楽器資本が、中国、インドネシアの労働者の権利を保障するわけがありません。今コルト楽器が作っているギターは美しい音を出す楽器ではなく、苦痛を再生産する機械でしかありません。

労働と音楽を尊重して愛するすべての方たちに訴えます。

人間の生と音楽の美しさのためにコルト、コルテック労働者たちと連帯してください。 眠っているギターを起こし、止まった工場がまた稼働し、ギターを作る労働者の情熱と技 術が錆つかないようにするために連帯して下さい。コルト楽器資本とパク・ヨンホ社長が ギターを作る労働者の権利を認め、工場を正常化するように抗議してください。良心ある 市民として、コルト楽器資本とパク・ヨンホ社長の偽装廃業、労働者弾圧に注目し、この 問題を解決するように関心を持ってください。皆さんの関心と支持で、ギターを作る労働 者たちが生活の歌を取り戻せることを切実に期待します。

■別添資料3.

コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連主要言論報道内容

<ハンギョレ> 2009 年 8 月 13 日

[社説]コルト解雇労働者たちは復職しなければならない

2年4か月以上、解雇労働者の復職闘争が続くコルト楽器事態に対し、ソウル高等法院が「会社の行為に緊迫した経営上の理由はない」として不当解雇判決を下した。仁川地方労働委員会と中央労働委員会の相次ぐ不当解雇判定に続き、再び法院でも不当解雇判決が下されたのだ。裁判所は「財務構造が丈夫で楽器市場占有率が高く、解雇の理由を充たさない」とし「経営上の緊迫した理由がないため解雇回避の努力や対象者の公正な選定など、整理解雇以外の要件はまったくない」と明らかにした。

エレキギターを生産するこの会社のこれまでの行跡を見れば、悪いことこの上ない。この会社は世界のエレキギター市場の30%程度を占有する最も重要な企業だ。2006年を除き、1996年から2007年までたった一度も赤字を出したことがない。それでもコルトは2007年3月、経営の悪化を理由に労働者56人を解雇した。労働組合が解雇に問題を提起すると、国内工場を完全に廃業し、インドネシアにある海外工場だけを稼動させている。

コルト楽器は労働委員会の相次ぐ不当解雇判定も気にとめない。解雇者を復職させるどころか、労働委員会の決定をひっくり返すための法廷訴訟を続ける強気の姿勢で押し切ってきた。解雇された労働者が約600日もテント座り込みをしたり、労組の支会長が高圧線が流れる送電塔に上がり復職を訴えたが、聞く素振りもみせなかった。さらに、昨年7月にはギターを作る子会社のコルテック太田工場まで閉鎖してしまった。本当に心がけの悪い悪徳企業というべきだ。

コルテックは、大法院に上告して最後まで法廷訴訟を続けるという強情はもう捨てるべきだ。無用な訴訟で傷付くのは解雇労働者だけでなく、会社側も同じであることを知って欲しい。会社側が今本当に考えるべき部分は、解雇労働者を実質的にどう救済するかだ。最善の方法は、労働者の要求の通り、閉鎖した国内工場をまた正常化することだ。それ以前に、不当解雇の期間中に支払われなかった賃金の支給、そして解雇労働者が味わった精神的・肉体的被害に対する慰労金の提供も先送りしてはいけない。それは企業の社会的責務という次元ではなく、人間に対する最小限の道理だ。

<ハンギョレ> 2009 年 9 月 8 日

法院、コルト楽器不当解雇再確認

仁川地方裁判所「偽装廃業…解雇期間賃金支払え」 行政訴訟が続き民事でも労働者に有利な判決

ノ・ヒョヌン記者 goloke@hani.co.kr

2年5か月の復職闘争を続けているギター製造メーカー、コルト楽器の解雇者が解雇無効確認請求訴訟で勝った。社側が中央労働委員会を相手取って出した行政訴訟で、ソウル高裁が8月に不当解雇を認めた判決を再確認したのだ。

仁川地方裁判所民事合議 11 部(裁判長チェ・ウンベ)は、昨年 8 月解雇された全国金属労働組合コルト楽器支会バン・ジョンウン(51)支会長が会社を相手に出した解雇無効確認請求訴訟で、原告勝訴判決したと 7 日に明らかにした。裁判所は解雇期間の賃金もすべて支払うよう判決した。

裁判所は「コルト楽器は短期収益率の悪化を理由に国内事業場を閉鎖したが、中国とインドネシアに新しい事業場を開き、引続き新製品ギターを生産した事情をくめば、以前と同じ営業をしていると見られる」とし、昨年の事業場閉鎖は偽装廃業という解雇者の主張を受け入れた。裁判所はまた「2006年に初めて当期純損失が発生しただけで、それまでは純利益をあげ続け、競争力や収益性を失ったとは見られない」とし、勤労基準法上整理解雇理由の「緊迫した経営上の必要」を認めなかった。

裁判所は「ばくせんと経営上の危機という理由で企業を廃止し、勤労者を解雇して社会に対する企業の責任を放棄する結果を持たらしてはならない」とし、企業の社会的責任を強調した。

コルトギターを生産するコルト楽器は、1996〜2007年すべて800億余ウォンの純利益を出したが、2006年に8億5000万ウォンの当期純損失をあげたことを理由に、翌4月、仁川工場労働者160人のうち56人を整理解雇した。この会社は、労働組合がこの解雇の正当性を問題にして2008年8月、国内工場を閉鎖して後の生産職労働者も解雇した。

ソウル高裁は先月、コルト楽器が不当解雇判定を取り消すとし、中央労働委員会を相手とする訴訟で1審を破棄し原告敗訴の判決をした。当時、裁判所は「職員を大規模に解雇した後、注文量を消化するために残った職員が延長勤労をした事情などを考慮すれば、『緊迫した経営上の必要』要件を備えない不当解雇に該当する」と明らかにした。コルト楽器はこれに従わず、先月25日に大法院に上告した。

<ハンギョレ>,2009年8月14日

ソウル高裁「コルト楽器労働者不当解雇」判決

'850 日復職闘争'希望を見た

"緊迫した経営上要件備えず"原審逆転

ノ・ヒョヌン、イ・ウォン記者 goloke@hani.co.kr

2年4ヶ月余の間復職闘争を続けているギター製造メーカーのコルト楽器の労働者に対する解雇は不法という控訴審判決が下された。10余年間、黒字を出した業者がたった一年の赤字を理由に整理解雇したのは正当ではないと法院は判断した。

ソウル高裁行政1部(裁判長アン・ヨンニュル)は、コルト楽器が不当解雇判定を取り消すとし、中央労働委員会に出した訴訟で「緊迫した経営上の理由はない」とし、原告勝訴の1審を逆転し、原告敗訴判決したと13日に明らかにした。

裁判所は「コルト楽器は2006年に初めて当期純損失が発生しただけで、それ以前は当期純利益をあげ続け、世界市場占有率も30%に達するなど、事業が競争力や収益性を失ったとは見られない」とし「自己資本対応負債比率が37%で、同種業種平均負債比率168.35%より高くて良好であり、安全性の側面でも問題がない」と明らかにした。

また「職員を解雇した後も注文量を消化するため、残った職員は休日勤労と延長勤労をしたし、解雇時期の前後にパク・ヒョンホ代表をはじめとする管理職社員の賃金はむしろ引き上げた点などを見る時『緊迫した経営上の必要性』の要件を備えない不当解雇に該当する」と説明した。

コルトギターを生産するコルト楽器は、2006年を除き1996年から2007年まですべて800億余ウォンの黒字をあげた「最も重要な企業」だ。だが2006年に8億5000万ウォンの当期純損失を見たという理由で、2007年4月に仁川工場労働者160人のうち56人を整理解雇した。そのため労働組合は解雇の正当性を問題として、昨年8月仁川工場を閉鎖してインドネシア工場だけを稼動させている。労組ではこれを偽装廃業と見ている。

中央労働委はコルト楽器が不当解雇をしたと見て、解雇者の復職と未払いになっている賃金の支給を命令した。勤労基準法が定めた整理解雇要件の、△緊迫した経営上の必要性、△解雇回避のための努力、△公正で合理的な対象者選定、△労組との誠実な協議をきちんと履行しなかったと見たのだ。しかしソウル行政法院は昨年10月「コルト楽器は希望退職を実施するなど、解雇を避ける努力をつくした」として中央労働委の処分を取り消せと判決していた。

コルト楽器解雇労働者たちは、600 余日間のテント座り込みを行い、昨年はソウル元暁 大橋北端の送電鉄塔で一か月のハンストを行った。解雇者を支持する音楽家が昨年12月、 後援コンサートを開き、社会的関心を喚起させた。 <京郷ドットコム>,2009年4月1日

世界ギター市場占有率30%企業の裏には…

ソン・ポンソク記者 paulsohn@khan.co.kr

全世界のギター市場の30%を占める業者の労働者が通りに出た。

ギターコルトとエレキギターコルテックは、青少年時代にフォークやロック音楽に心酔 し、直接演奏した人ならほとんどが覚えている商標だ。

ギター製造メーカーのコルト・コルテック労働者たちは、1日午後から仁寺洞の文化マダンで1人デモ、要請文発表、チラシ配布、文化祭イベントをリレーで続け、2007年に断行された使用者側の整理解雇と国内工場閉鎖に反対し始めた。

コルトは 1973 年、資本金 200 万ウォンで始めた後、1996 年から 2007 年まで 2006 年に一回だけ赤字を出しただけで、毎年連続して黒字が 184 億ウォンに達し、コルテックは 1996 年から 2007 年までただ一回の赤字もなく総 848 億ウォンの黒字を出していた。

しかしパク・ヨンホ社長は経営悪化を理由に 2007 年 56 人の労働者を解雇し、復職のための労働組合活動が始まると、国内工場を閉鎖して海外に移転した。この過程でギターを作る労働者の解雇がまた発生したが、彼らは偽装廃業を主張して 700 日以上の復職闘争を続けている。

イ・イングン労組委員長は「20 余年をギターを作るために、窓もない作業場で働き、世界のギター市場の30%以上を占める会社になり、パク・ヨンホ社長は韓国で120番目の金持ちになったのに、私たちに戻ってきたのは解雇と職場閉鎖」と吐露した。

コルト・コルテック労働者をさらに疲れさせているのは、当時マスコミが「世界1位の ギター業者が、労使紛糾で韓国を離れた」というような報道をしたことで歪んだ世論が形 成された点だ。この会社の労働者たちは「廃業は労組のストライキのためではなく、生産 費削減を理由に工場を海外に移転するため」と指摘した。

現在、この会社は現在確認された資産だけで 1191 億ウォン、財界 120 位に上がっている。

彼らの姿をドキュメンタリーとして製作しているある文化活動家は「コルト・コルテックのオーナーである朴社長は、現在韓国で100位圏に入る金持ちとして知られている」とし「ところがこれほど執拗に労働者を追い出す理由は理解し難く、工場移転後にギターの品質が低下したという音楽家の指摘をどう考えているのか疑問」と話した。

会社の労働者たちは、4月5日までドイツで開かれる国際楽器博覧会のミュージックメッセの現場にも組合員を派遣してこの問題を知らせている。

ギター労働者ために弘大ロックバンド支援公演

コルト・コルテック労働者と共にするロックフェスティバル29日に開催

ハン・マンソン記者

「音楽を愛し、ギターを愛する文化人が美しい旋律を作り出すギター生産労働者たちの困難が、一日もはやく解決されるよう望む気持ちで公演を準備した。弘大側ロックバンドと共にするイベントで、特定のテーマでイベントをするのは今回が初めてだ。参加するバンドの人たちが、ギターを作る労働者の方々の事情に接し、支持する意味で参加することになった。場所も象徴的なコルト工場ですることにした」。

不当解雇と偽装廃業などに対抗して900日以上闘争しているコルト楽器・コルテック労働者たちを支持するサマーモダン・ロックフェスティバルが29日、コルト楽器富平工場で開催される。

ギターとエレキギターを作るコルト・コルテック使用者側は、赤字と労使対立を理由に 国内工場の門を閉めた。この過程で労働者たちは不当に解雇され、労働者たちは900日以 上になる今も工場正常化と復職のための闘争を展開している。

コルト企業は、コルト楽器富平工場、大田コルテック工場、インドネシアと中国工場など6つの法人を所有しており、世界のギター市場の30%を占める巨大なギター製造メーカーとして知られている。また、1996年から2007年までの累積黒字は878億ウォンを記録する黒字企業としても知られている。こうしたコルト企業は、2007年に一方的な整理解雇と偽装廃業を実施し、労働者たちの強い反発を呼んだ。

今回のサマーモダン・ロックフェスティバルは、ギターを作るコルト・コルテック労働者たちに対する音楽家と文化芸術家の支持と連帯の意味で開かれる。29 日午後 4 時から30 日午前 6 時まで、29 チームのミュージシャンが参加するロックフェスティバルと、さまざまな文化芸術プログラムで進められる予定だ。

公演の主催はコルト・コルテック・ギターを作る労働者たちと連帯する文化労働者たち、 ライブクラブパン、コルト・コルテック共同対策委員会などだ。

この行事に参加するミュージシャンは、ナンバーワンコリアン、脳台風、ルックアンドリスン、プラスチックピープル、ナビ、ソクチュン、オルナイ、イ・ヨンフン、無重力少年、スポーツメンズクラブ、アナキンプロジェクト、ハヌムパ、ヨン・ヨンソク、トドゥクセ、チョイオム、シティ M、リスト、ブロッコリーノマジョ、グナムとヨライディングステラだ。

主なプログラムは、▲コルト・コルテック・ギターを作る労働者たちのドキュメンタ

リー「ギターの話(演出キム・ソンギュン)」上映、▲コルト・コルテック・ギターを作る 労働者写真展、▲弘大前芸術市場フリーマーケット作家とともにする生活創作プログラム、 ▲イ・ドンス(漫画家・ウリ漫画連帯代表)のカリカチュア描きなどが披露される予定だ。

イベントの主催側は「コルト企業とパク・ヨンホ社長がギターを作る労働者の権利を認め、工場を正常化するように抗議してほしい」とし「韓国の労働者、音楽家、芸術家は、コルト・コルテックの労働者問題が解決する時まで全世界の市民と共に連帯する」と明らかにした。

一方,法院は2年4か月余の復職闘争を続けるギター製造メーカーコルト楽器労働者に対する解雇は不法だと判決した。

ソウル高裁行政1部(裁判長アン・ヨンニュル)は13日、コルト楽器が不当解雇判定を取り消すとし、中央労働委員会を相手に出した訴訟で「緊迫した経営上の理由がない」とし、原告勝訴およそ1審を逆転し、原告敗訴を判決した。

だがコルト楽器使用者側は大法院に上告する態度を表明し、29日のイベントは不法という立場を持っていると伝えられている。 26日、仁川市の三山警察署によれば、コルト楽器はこの日コルト楽器富平工場に対する施設保護を要請した。警察は28日までに使用者側が要請した施設保護要請に対する最終判断を下す計画だ。

法院「コルト楽器職員解雇は不当」

イウン記者 abullapia@yna.co.kr

ソウル高裁行政1部(アン・ヨンニュル部長判事)はギター製造メーカーのコルト楽器が不当解雇判定の取り消しを求めて中央労働委員会に出した行政訴訟控訴審で原審を破棄し、原告敗訴の判決したと14日に明らかにした。

裁判所は判決文で「会社の財務の健全性に大きな問題がないばかりか、職員を解雇した後も注文量を消化するため残る職員が休日勤務と延長勤務をしなければならず、解雇の前後に管理職社員の賃金が引き上げられたことなどから見て、緊迫した経営上の必要性を備えない不当解雇に該当する」と明らかにした。

コルト楽器は2007年4月、仁川工場生産職職員160人中56人を解雇した後、地方労働委員会と中央労働委員会で不当解雇と判定され、労働委員会の処分を取り消しを求めて訴訟を出した。

■別添資料4.

(株)コルト楽器不法行為主要資料写真

法律的に(株)コルト楽器の不当な廃業,整理解雇などが確認されているのに使用者側は今 も法制度を無視して労働者に対する不法、暴力行為を繰り返している

- 正当な組合活動空間無断侵奪(3回)、組合事務室毀損、テント撤去
- 数回の組合事務室およびテント不法撤去(用役動員)
- 富平の三山警察署に財物損壊、労組活動妨害、凶器所持、暴力行為(全治3週、 2週診断)等で管理部長イ・ヒヨンが告訴された状態

[写真 1] 2009 年 7 月 23 日。(株)コルト楽器用役を動員して労働組合の合法的なテントを強制撤去しているようす。(株)コルト楽器は労働者に直接的な暴力、強制撤去など露骨な不法行為を行っている。



[写真 2]当日の不法行為は会社側のイ・ヒヨン管理部長の管理監督下で露骨に進められた。 これは会社側が不法行為を行っているという明白な証拠



[写真3]



[写真 4] 2009 年 7 月 25 日。会社側は再び合法的に保障されている労働組合事務室を不法侵奪して暴力を行使した。



[写真 5] 2009 年 8 月 29 日。会社側は大型コンテナと用役約 70 人を動員して労働組合事務室を封鎖し、事務室内にあったイ・ドンホ組合員を監禁して労働組合空間たちを破壊した。明白な不法行為で、非常識な暴力が会社側により繰り返し強行されている。



[写真 6] 2009 年 8 月 29 日。(株)コルト楽器が動員した用役が不法な暴力で労働者の労働組合事務室への接近を防いでいる



[写真7]上の写真内容と同じ。当日、現場にはコイン京仁地方労働庁仁川北部支庁勤労監督官がいたが、会社側の露骨な不法行為を黙認して傍観する。労働組合が問題提起しても 非常識な発言を繰り返し、職務を遺棄する。



■別添資料5.

コルト・コルテック・ギターを作る労働者関連主要判決文

- 1.2009年9月3日,廃業による解雇訴訟判決文 -仁川地方法院 2008 カハプ 14387
- 2.2009 年 8 月 11 日,整理解雇による不当解雇救済申請判決文 -ソウル行政高等法院 2008 ヌ 32548